

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
発行人 橋本篤弘
制作 茨城弘報(株)
定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

FEBRUARY 2021
VOL.631

2



偕楽園雪景色

写真提供者：水戸市 水谷 啓一氏

●2021 2月号 CONTENTS●

同一労働同一賃金の対応はお済みですか?	2
新しい働き方・休み方が始まっています	4
労働保険料の納付は口座振替が便利です	5
「労働者災害補償保険法」が改正されました	6
令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります	8
安全衛生教育促進運動	9
外国人労働者 安全衛生管理セミナー	10
廃棄物焼却施設業務特別教育のご案内	11

化学物質管理者養成研修のご案内	11
治療と仕事の両立支援をサポートします	12
建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます	13
令和2年における県内の死亡労働災害発生状況(速報)	14
県内の労働災害発生状況速報	15
令和2年死亡災害発生状況(12月発生分)	15
講習会のご案内	16

中小企業事業主の皆さま!

同一労働同一賃金の対応はお済みですか?

令和3年4月1日から、パートタイム・有期雇用労働法が適用されます!
正社員と非正規社員の間不合理な待遇差が禁止されています!

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法*1や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)**、パートタイム・有期雇用労働指針が令和2年4月1日より施行されています。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

【中小企業の範囲とは?】

①「資本金の額または出資の総額」と②「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する労働者の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(サービス業、医療・福祉等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種(製造業、建設業、運輸業等上記以外全て)	3億円以下	300人以下

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

均衡待遇規定<法第8条> (不合理な待遇差の禁止)

①職務内容*2、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定<法第9条> (差別的取扱いの禁止)

①職務内容*2、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

①**均衡待遇規定**について、個々の待遇*3ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条>

※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

②**均等待遇規定**について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>

③待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン(指針)を策定**。<法第15条>

【改正前→改正後】 ○:規定あり △:配慮規定 ×:規定なし ◎:明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	② × → ○+労使協定
ガイドライン(指針)	× → ○	× → ○	③ × → ○

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

給与明細書	
基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)
特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)
精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合)等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければなりません。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

▶ パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶ パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、
取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



新しい働き方・休み方が始まっています。 ～実践する第一歩として 「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を!～

新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう。
年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

1) 導入のメリット

事業者 計画的な業務運営に役立ちます。

労働者 休暇の取得の確実性が高まり、予定していた活動が行いやすくなります。

2) 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者 例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日	15日	5日
事業者が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる	事業者が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法

企業、事業場の実態に合わせた様々な付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

労使協定で定める事項

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。

一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するのかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。

例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

※就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

【問い合わせ先】 茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL:029-277-8295

事業主の皆様へ 労働保険料の納付は口座振替が便利です。

労働保険料および一般拠出金の納付には、**口座振替**が利用できます。

『口座振替による納付』のメリット

- ①保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ②納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③手数料はかかりません。
- ④保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納(分割納付)している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
	↓	↓	↓
口座振替による納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
	≡	≡	≡
ゆとり日数	58日	14日	14日

※令和2年度は、納期限が変更となっています。

かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

- ①**申込用紙を入手**(申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。)

▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

- ②**金融機関の窓口へ提出**

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ(上記)でご確認ください。

〈各期の申込締切日・口座振替日〉

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第1期	申込締切日 2月25日							口座振替納付日 9月6日					
第2期						申込締切日 8月14日				口座振替納付日 11月14日			
第3期									申込締切日 10月11日				口座振替納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

- ③**引き落とし前後には、ハガキでお知らせします**

◎毎回、引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。

◎引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください!

口座振替に関する内容や不明な点は、茨城労働局労働保険徴収室(Tel.029-224-6213)または、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

事業主・労働者の皆様へ

複数の会社等に雇用されている労働者の方々への
労災保険給付が変わります

「労働者災害補償保険法」が改正されました
改正法の施行日（令和2年9月1日）以降に、けがをした
労働者の方や病気になった労働者の方、お亡くなりになっ
た労働者のご遺族の方が以下の改正事項の対象となります。

※ 原則けがなどをされた時点で、複数の会社で働かれている方が対象です。

賃金額を合算して保険給付額等を決定

現行制度

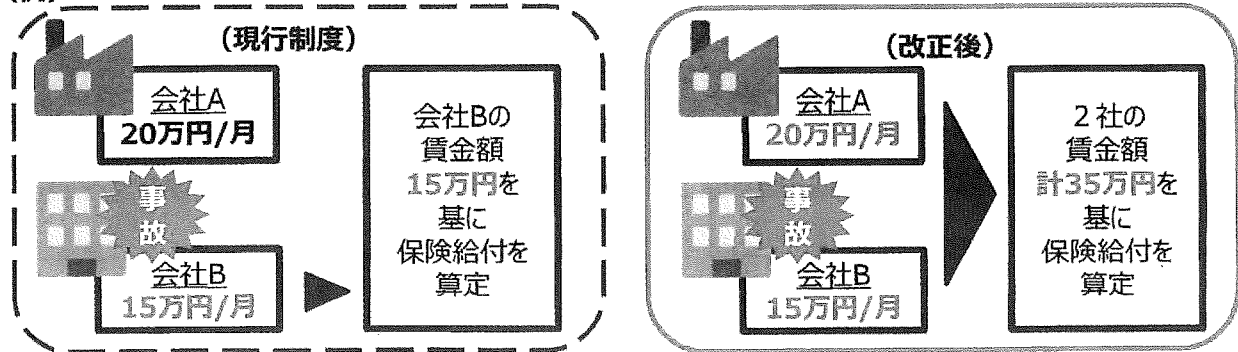
災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定

改正後

すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

※ 対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付などです。

(例)



※ この他に、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）も総合的に評価して
労災認定できるかどうかを判断するようになります

(詳細は裏面をご覧ください)



負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価

現行制度

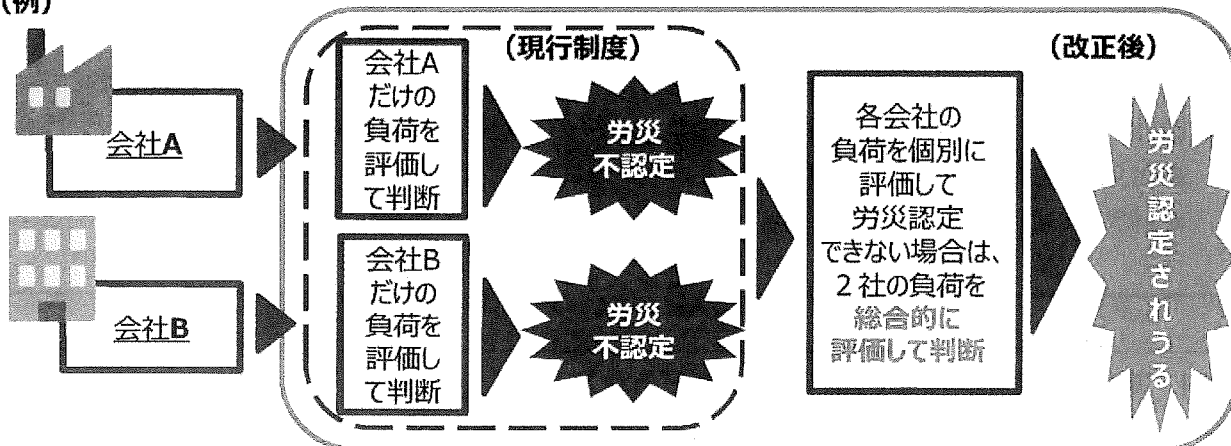
それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断

改正後

それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断

※ 対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

(例)



※ 本制度改正については、労災保険のメリット制には影響させません。

今回の制度改正では、けがをしたときや病気になったときなどに、2つ以上の会社等に雇用されている方や、けがをしたときや病気になったときなどに1つの会社等でのみ雇用されている場合（又はすべての会社等を退職している場合）であっても、そのけがや病気などの原因・要因となるもの（例；長時間労働、強いストレスなど）が、2つ以上の会社等で雇用されている際に存在していたならば、制度改正の対象となります。

※ 労働者の方だけでなく、特別加入者の方についても今回の制度改正の対象となります。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihukugyou.html



事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% →	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% →	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% →	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ① 令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
- ② 令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。
サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。
- ▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

令和2年度

2020年12月1日 ▶ 2021年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。

ストップ
STOP
労働災害

製造業における職長の能力向上
教育カリキュラムが策定されました!

すべての業種で、職長(班長・作業リーダー等)は
現場の安全衛生管理のキーパーソンの存在です。
定期的に知識・ノウハウをブラッシュアップしましょう。



正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主催：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

外国人労働者を雇用する事業場のみなさまへ

外国人労働者 安全衛生管理セミナー

近年、外国人雇用事業所及び外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加しています。外国人労働者についても、当然、労働安全衛生法をはじめとする関係法令の適用はあり、日本人労働者に対して講じてきた労働災害防止対策に加え、日本語そのものの理解が不十分であることや、これに伴うコミュニケーション不足などの外国人労働者に特有な事情を踏まえた安全衛生管理が求められます。

そこで、外国人労働者を雇用する事業場の安全衛生担当者等を対象に、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説するセミナーを開催します。

参加
無料

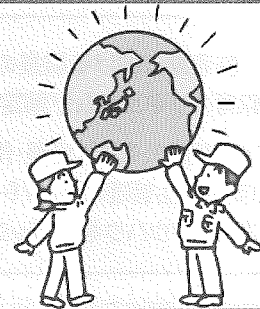
日時 令和3年3月2日(火) 13:30~16:30

会場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263の1 (駐車場有)

定員 25名 (先着順:定員に達し次第締め切らせていただきます)

セミナーの主な内容

外国人労働者の労働災害の特徴、事例
外国人労働者とのコミュニケーションの取り方
外国人に安全衛生教育を実施するときの留意点
好事例の紹介
相談支援窓口の紹介

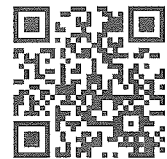


申込方法

WEBサイトからお申込みください。(要予約)

https://www.toukiren.or.jp/seminar_25.html

WEBでのお申込みができない方は下記お問い合わせ先に連絡してください。



お問い合わせ先

公益社団法人 東京労働基準協会連合会 【東基連 とうきれん】
東京都千代田区二番町9-8
電話03-6380-8305 FAX03-6380-8405

東基連では、令和2年度厚生労働省から「外国人安全衛生管理支援事業」を受託し、本セミナーを開催するほか、相談対応窓口「外国人在留支援センター 安全衛生班」の設置運営、専門家による事業場への訪問支援等を行っています。

詳細は東基連ホームページをご覧ください。<https://www.toukiren.or.jp/fresc/>

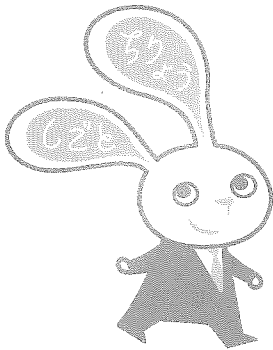
廃棄物焼却施設業務特別教育のご案内

1. 講習日時：令和3年2月22日(月) 12:50～17:05
2. 講習会場：茨城県産業会館研修室
(水戸市桜川2-2-35)
3. 定員：36名(先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)
4. 受講料等：1名につき6,824円【受講料5,834円(税込)、テキスト代990円(税込)】
5. 研修内容：①ダイオキシン類の有害性
②作業の方法及び事故の場合の措置
③作業開始時の設備の点検
④保護具の使用方法
⑤その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項
6. 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFaxで申込み下さい。
振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」
※申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返しできません。
※申込書は(一社)茨城労働基準協会連合会のホームページからダウンロードできます。
◇テキスト送付希望の方は、送料として580円(茨城県内1～10冊)を上記に加算して下さい。

ライン課長・主任・職長のための化学物質管理・リスクアセスメント実務講習案内 化学物質管理者養成研修のご案内

1. 講習日時：令和3年2月24日(水) 8:50～16:15
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263の1 駐車場有り)
3. 定員：40名(先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)
4. 受講料等：1名につき10,145円【受講料7,945円(税込)、テキスト代2,200円(税込)】
5. 研修内容：①化学物質管理の基礎知識(化学物質の法規制・GHS、ラベル、SDS等)
②具体的な化学物質管理の基礎知識Ⅰ(化学物質の危険性、安全管理等)
③具体的な化学物質管理の基礎知識Ⅱ(健康障害、作業環境測定、作業環境改善、保護具等)
④化学物質のリスクアセスメントの概要、指針の概要等
⑤化学物質のリスクアセスメント演習
6. 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFaxで申込み下さい。
振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」
※申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返しできません。
※申込書は(一社)茨城労働基準協会連合会のホームページからダウンロードできます。
◇テキスト送付希望の方は、送料として580円(茨城県内1～10冊)を上記に加算して下さい。

治療と仕事の両立支援をサポートします



主治医にどのように相談したらよいのでしょうか？

従業員からがんになったと聞いた。辞めて欲しくないのだが…

回りの従業員はどのような意識をもつべきなのでしょうか？

がんと診断された。通院しながら働けるだろうか？

事業場内の両立支援の整備の仕方がわからない

近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においても生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあり、労働者が病気になったからと言って、すぐに離職しなければならないという状況が必ずしも当てはまらなくなってきています。

しかしながら、疾病や障害を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や、疾病に対する労働者自身の不十分な理解や、職場の理解・支援体制不足により、離職に至ってしまう場合が見られます。

治療と仕事の両立支援の取組状況は事業場によって様々であり、支援方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む事業場の担当者も少なくありません。

茨城産業保健総合支援センターでは、労働者の治療と仕事の両立支援に取り組む企業に対する各種支援を無料で提供しています。是非ご活用ください。

茨城産業保健総合支援センターにおける支援等の内容

＜個別訪問支援＞ 両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育等を実施します。

＜個別調整支援＞ 両立支援促進員が事業場を訪問し、個別の患者に係る健康管理について、両立に係る調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰プランの作成を助言、支援します。この支援は患者自身又は、患者から主治医の意見書の提出を受けた企業担当者等の申出により実施します。

＜相談対応＞ 両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応します。

＜DVD、図書の貸出し＞ 両立支援に関するDVD、図書を貸出します。

『事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン』の令和2年3月改訂版が出来ました！

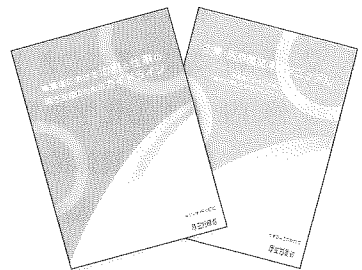
厚生労働省では、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることなどがなく、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組をガイドラインとしてまとめています。

今般、その令和2年3月改訂版が作成され、各事業場への配布が始まっています。また、同ガイドラインの参考資料として、「企業・医療機関連携マニュアル」が作成されており、この令和2年3月改訂版も併せて配布されています。

今、茨城産業保健総合支援センターでは、このガイドラインとマニュアルをセットにして無料で配布しています。

ご希望の事業場は、当センターホームページの質問・問合せフォーム・FAXなどにより「両立支援ガイドライン冊子希望」とともに事業場名(担当者名)、所在地を明記したメール・FAXを送付してください！

※一事業場あたり1セットまで。送料無料です！



 **独立行政法人 労働者健康安全機構**
茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021 水戸市南町3-4-10
水戸FFセンタービル 8階
TEL:029-300-1221 FAX:029-227-1335
ホームページ <https://ibarakis.johas.go.jp/>
E-mail : mito@ibarakis.johas.go.jp

解体改修工事の受注者(解体改修工事実施者)の皆さま

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり。)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月～)

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月～)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月～)

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月～)

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月～)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月～)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月～)

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)

令和2年における 県内の死亡労働災害発生状況(速報)

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局は、令和2年の労働災害による死亡災害発生状況(速報)を取りまとめました。

令和2年の死亡者数(速報値)は18人で、前年より6名減少し、統計が残る昭和25年(1950年)以降、最少となりました。

業種別でみると、製造業で前年比-9人、建設業で前年比-4人と大幅に減少しました。特に建設業の死亡者数は、2年連続で減少し、過去最少となりました。

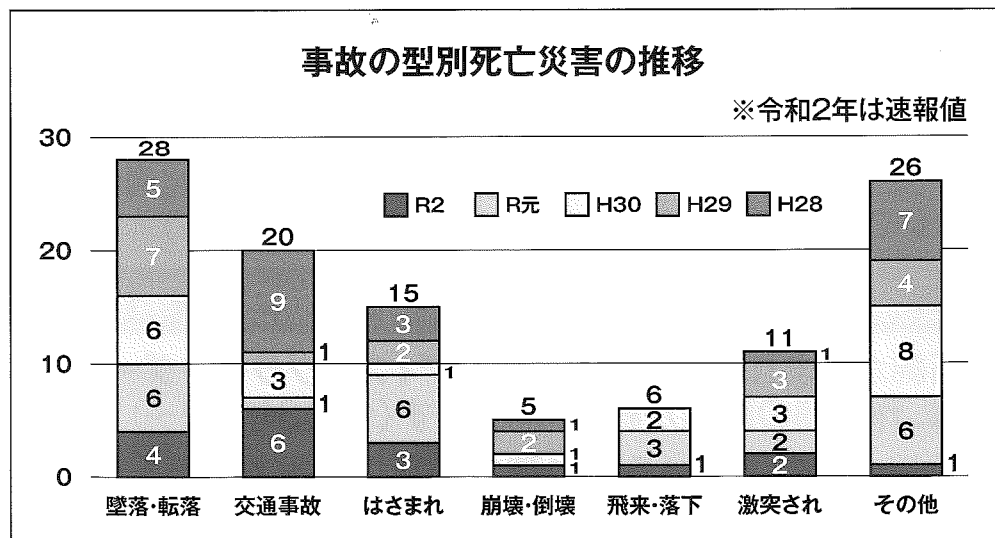
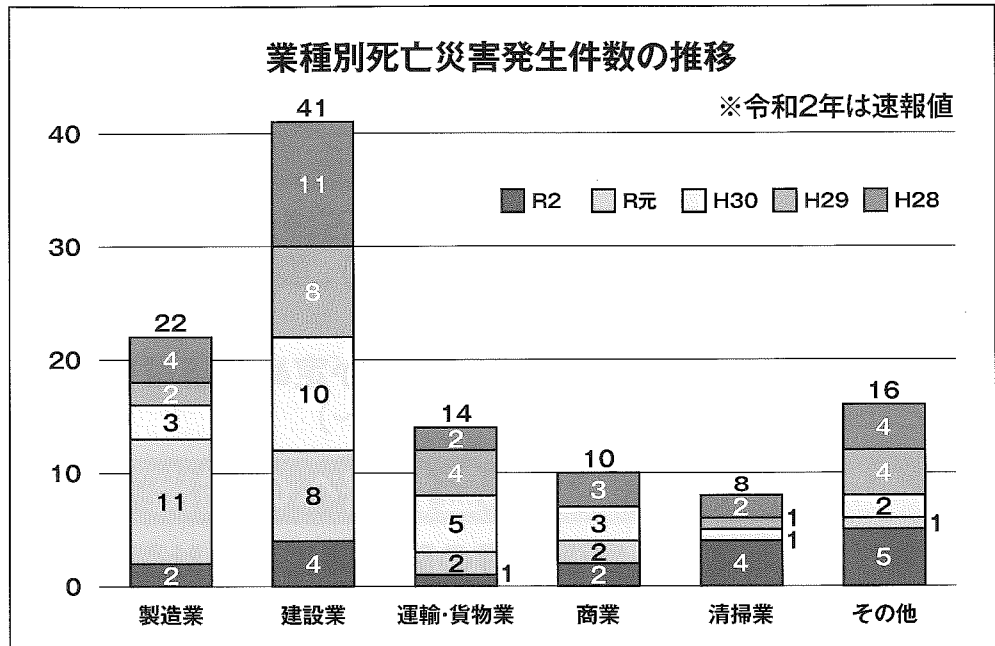
また、清掃業は4人の方が亡くなり、建設業と並び最多となる等、第三次産業では増加となりました。

事故の型別でみると、「交通事故」が6人で最多となり、「墜落・転落」4人、「はさまれ・巻き込まれ」3人と続きます。「墜落・転落」が減少し、「交通事故」が最多となりました。なお、交通事故の全数は第三次産業において発生しています。

近年の労働災害による死亡者数は長期的に減少しているものの、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、高齢労働者の増加やサービス産業化の進展などの就業変化等により、増加傾向にあります。

令和2年の高齢労働者(50歳以上)の死傷者数は死亡災害、休業災害とも全体の約半数を占めており、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現が一層強く求められています。

各事業場においては、労働安全衛生法令の遵守はもとより、エイジフレンドリーガイドライン(令和2年3月策定)に基づく取組の推進、リスクアセスメントの導入等により、職場の危険性や有害性を洗い出し、事前に労働災害防止を講じる等の安全管理を強化していただくようお願いいたします。



【 県内の労働災害発生状況速報 (令和2年12月末現在) 】

業 種 別		令 和 2 年	前 年 同 期
計		(18) 2,815	(24) 2,622
製 造 業		(2) 755	(11) 783
鉱 業		(0) 10	(0) 6
建 設 業		(4) 272	(8) 274
内 訳	土 木	(2) 66	(2) 63
	建 築	(1) 146	(3) 138
	そ の 他	(1) 60	(3) 73
運 輸 交 通 業		(0) 368	(2) 320
貨 物 取 扱 業		(1) 44	(0) 36
農 林 業		(1) 72	(0) 39
畜 産 水 産 業		(1) 133	(0) 122
商 業		(2) 411	(2) 360
そ の 他		(7) 750	(1) 682

(注) ()内は、死亡者で内数

令和2年死亡災害発生状況 12月発生分

発生月 時間帯	職 年 種 年 経 験 年 数 別	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
12月 3~4時	配達員 30歳代 6年	新聞販売業	交通事故	新聞配達のため、片側一車線の道路をバイクで走行中、対向車線からUターンしてきたトラックと衝突し、死亡した。
			乗用車・バス・バイク	
12月 9~10時	その他の職種 50歳代 11年	その他の事業 ーその他	交通事故	事業場から現場に向かうため、ワンボックス車で片側一車線の道路を走行中、対向車線からはみ出した大型ダンプがトラックに正面衝突した後、衝突されたトラックにワンボックス車が追突し、ワンボックス車を運転していた労働者が死亡した。
			トラック	



講習会のご案内(令和3年2月中旬~3月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
2/16~17・18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
2/17~18・19	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
3/2~3・4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/8~9・10	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
3/15~16・17	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
有機溶剤作業主任者		
2/24~25	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
2/25~26	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
3/22~23	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
乾燥設備作業主任者		
2/15~17	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
玉掛け		
2/18~19・24・25	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
2/19~20・21	平成館 (古河市)	古河協会
2/25~26・27	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
3/5~6・7	NC東日本コンクリート工業(株)(筑西市)	筑西協会
フォークリフト運転(学科)		
2/16	日立ビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会
2/19	平成館 (古河市)	古河協会
2/22	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
3/1	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
3/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/2	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
3/4	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
3/12	平成館 (古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
3/11~12・13・15	茨城県トラック総合会館(水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転		
2/18~19・20	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
2/25~26	平成館 (古河市)	古河協会
3/4~5	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
3/18	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
電気取扱業務(低圧)		
3/9	日立ビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会

電気取扱業務(高圧)		
3/18~19	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
廃棄物焼却施設業務		
2/22	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
安全管理者能力向上教育		
2/16	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
衛生管理者能力向上教育		
2/18~19	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
職長教育		
2/16~17	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
2/17~18	ザ・ヒロサワ・シティ会館(水戸市)	水戸協会
3/10~11	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
3/25~26	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
職長・安全衛生責任者教育		
3/8~9	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/10~11	日立ビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会
3/11~12	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
安全管理者選任時研修		
2/18~19	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
2/25~26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
3/15~17	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
3/12	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
化学物質管理者養成研修		
2/24	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
2/15	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総・龍ヶ崎協会
3/11	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478